

商標登録出願の件報告書

平成30年2月9日

ご 注 意

1. 更新期間

更新登録申請は存続期間の満了前6ヶ月から満了日までの間にしなければ失効となりますから既登録の分も含めて、くれぐれもご注意ください。

2. 使用商標に変更を生じた場合

使用商標が登録商標と相違することとなった場合、同一出願人に限り、別途商標の登録を受けておくことが出来ます。

3. 登録商標の不使用の場合

商標が使用されていない場合、又は、使用商標が登録商標と相違する場合は、第三者の審判請求によって、その商標登録が取り消される場合がありますから、ご注意ください。

4. 住所等の変更の場合

住所・社名・氏名等に変更のある時は、遅滞なく特許庁に届けなければなりませんので、早めにお知らせ下さい。

出願人 株式会社グレイドワン 殿

拝啓 ご依頼のありました商標登録出願の件、本日添付のとおり出願いたしましたので、この段ご報告申し上げます。

内 外 国 特 許 ・ 商 標 ・ 意 匠

福 島 国 際 特 許 事 務 所

〒541-0044 大阪市中央区伏見町3丁目3番3号

芝川ビル2階

TEL (06) 6202-6117番 (代表)

FAX (06) 6201-5213番

商 標

1. 商品区分及び指定商品・役務

【第25類】

被服, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊靴, 運動用特殊衣服

【第35類】

織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, おむつの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供



出 願 日	平成30年2月9日
出 願 番 号	商願2018-016554
登 録 日	年 月 日
登 録 番 号	商標登録 号
存 続 期 間	登録の日より 10年毎更新

次期更新登録	{	年 月 日 より
申 請 期 間		年 月 日 迄

© 空欄は後日の通知によりご記入下さい。なお、裏面に記載の注意事項もご確認下さい。